

土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準改定の進捗状況

1 背景

化学物質対策の一環として農薬取締法（以下「農取法」という。）に基づくリスク管理措置である農薬登録保留基準についても新環境基本計画を踏まえ、国内外において蓄積された知見や国際的な取り組みを考慮してリスク管理施策の充実を図っていく必要がある。

近年の取り組みとして、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすい物質である残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants。以下「POPs」という。）使用を協調して規制していく国際的な枠組みである「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択・発効し、また、諸外国の農薬規制においても、農薬の環境中における残留性や生物濃縮性の観点が重視されている。

このような動向等を踏まえ、環境中における残留性及び生物濃縮性の観点を考慮し、農薬登録保留基準の運用の充実を図ることとした。

2 検討の経緯

中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会

平成16年4月、6月、8月と3回にわたって審議し、農薬専門委員会報告を取りまとめ

パブリックコメントの募集

平成16年8月～9月（意見提出件数5件）

中央環境審議会土壌農薬部会

平成16年10月に農薬専門委員会報告を審議し了承

平成16年12月20日付けで土壌残留に係る登録保留基準の改正について、食品安全基本法第24条第1項第2号の規定に基づき、環境大臣より食品安全委員会委員長に対し食品健康影響評価を要請（別紙）

- ・食品安全委員会第75回会合（平成16年12月24日）で要請事項を説明。
- ・食品安全委員会農薬専門調査会で審議

第22回（平成17年1月12日）：土壌残留に係る登録保留基準の改定について環境省より説明し、審議

第26回（平成17年3月16日）；農薬評価書（たたき台）の審議

3 今後の予定

食品安全委員会における食品健康影響評価を了した後、農薬取締法第16条第2項の規定に基づき農業資材審議会の意見を聴き、さらに同法第16条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴いた後、告示の改正を行う予定。



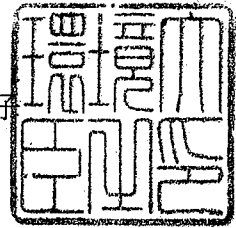
環水土発第041220001号

平成16年12月20日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

環境大臣 小 池 百合子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第2号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が定める、同法第3条第1項第5号に該当するかどうかの基準（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第2号）における土壤半減期のクライテリアを、「1年」から「180日」に改めること。
- 2 告示第2号における土壤半減期を算出するために用いる試験法を、「ほ場試験及び容器内試験」から「ほ場試験」のみに改めること。